

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	五
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	五
○道路の供用開始	(同)	六
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(情報政策課)	八
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	八

告 示

○宮城県告示第五百五十八号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇九七一	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションしら かば 塩竈市北浜四丁目二番五十 四号	事業者の名称 一般社団法人慶祥会	指定年月日 平成二十九年 三月一日
○四七一四〇〇七七〇	太陽の家ケアステーション 東松島市矢本字大林十四番 地	株式会社石輝	平成二十九年 三月一日
○四七一六〇〇〇一五	Crystal One ケア(クリスタルワン ケア) 富谷市日吉台二丁目二十四 番十号	株式会社 Indigo Stage	平成二十九年 三月一日
○四七〇二〇二九〇四	愛さんさん訪問介護石巻 石巻市大街道南四丁目六番 二十号	愛さんさんビレッジ株式 会社	平成二十九年 四月一日
○四七〇六〇〇六二八	ヘルパーステーションリ ズム白石蔵王 白石市鷹巣東一丁目九番三 十号	株式会社 Tree Tum boldact	平成二十九年 四月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六〇三九〇〇五七	事業所の名称及び所在地 ケアビレッジ塩竈ケアサ ビステーション訪問看護 事業所 塩竈市清水沢四丁目三十九 番一号	事業者の名称 株式会社リツワ	指定年月日 平成二十九年 四月一日
-------------------------	---	-------------------	-------------------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇六〇〇六一〇	事業所の名称及び所在地 リハリズム白石蔵王 白石市鷹巣東一丁目九番三 十号	事業者の名称 株式会社 Tree Tum boldact	指定年月日 平成二十九年 四月一日
-------------------------	--	------------------------------------	-------------------------

四 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二四〇〇〇三	特別養護老人ホーム アル シュ富谷 富谷市明石台七丁目一番地八	社会福祉法人富谷福祉会	平成二十九年四月一日
〇四七二四〇〇八一	医療法人育志会 短期入所生活介護施設 プログレス 巨理郡山元町山寺堤山八番地の五	医療法人育志会	平成二十九年四月十五日

〇宮城県告示第五百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇八〇〇五三三	ひかり苑居宅介護支援センター 角田市枝野字畑中百四十三番地三	特定非営利活動法人ひかり苑	平成二十九年四月一日
〇四七二六〇〇九三三	ケアプランセンター ビックグハート 宮城県郡松島町松島字東浜四番地の四十四松島パシフィックホテル三百二十六号	合同会社ビッググハート	平成二十九年四月一日
〇四七一五〇二五四二	健康堂薬局ケアプランセンター 大崎市古川駅前大通一丁目六番二号	有限会社健康堂薬局	平成二十九年四月十五日

〇宮城県告示第五百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日

〇四七二六〇〇〇三三	特別養護老人ホーム アル シュ富谷 富谷市明石台七丁目一番地八	社会福祉法人富谷福祉会	平成二十九年四月一日
------------	---------------------------------	-------------	------------

〇宮城県告示第五百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇三〇〇九七一	ヘルパーステーションしら 塩竈市北浜四丁目二番五十四号	一般社団法人慶祥会	平成二十九年三月一日
〇四七一四〇〇七七〇	太陽の家ケアステーション 東松島市矢本字大林十四番地	株式会社石輝	平成二十九年三月一日
〇四七一六〇〇〇一五	C r y s t a l O n e C a r e (クリスタルワン ケア) 富谷市日吉台二丁目二十四番十号	株式会社Indigo Stage	平成二十九年三月一日
〇四七〇二〇二九〇四	愛さんさん訪問介護石巻 石巻市大街道南四丁目六番二十号	愛さんさんビレッジ株式会社	平成二十九年四月一日
〇四七〇六〇〇六二八	ヘルパーステーション リズム白石蔵王 白石市鷹巣東一丁目九番三十号	株式会社TreeTumboldt	平成二十九年四月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六〇三九〇〇五七	ケアビレッジ塩竈ケアサード ビスステーション訪問看護 事業所 塩竈市清水沢四丁目三十九番一号	株式会社リッツ	平成二十九年四月一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二一三〇二〇六七	ウエックデイサービスセンター一迫 栗原市一迫真坂字南町二十四番地	株式会社ウエルシスパートナーズ	平成二十九年三月一日
〇四七二四〇〇七八八	太陽の家デイサービスセンター 東松島市矢本字大林十四番地	株式会社石輝	平成二十九年三月一日
〇四七二一三〇二〇七五	デイサービスあくもと 栗原市若柳福岡谷地畑三十一番地十五	株式会社A L	平成二十九年三月十五日
〇四七〇六〇〇六一〇	リハビリズ白石蔵王 白石市鷹巣東一丁目九番三十号	株式会社Treectum b o l d e a c t	平成二十九年四月一日
〇四七二一三〇二〇九一	特定非営利活動法人虹の駅 栗原市志波姫南堀口七十番	特定非営利活動法人虹の駅	平成二十九年四月一日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二一六〇〇〇二三	特別養護老人ホーム アルシユ富谷 富谷市明石台七丁目一番地八	社会福祉法人富谷福祉会	平成二十九年四月一日
〇四七二四〇〇八一	医療法人育志会 短期入所生活介護施設 ブログレス 巨理郡山元町山寺字堤山八番地の五	医療法人育志会	平成二十九年四月十五日

〇宮城県告示第五百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
-----------	-------------	--------	-------

〇四七〇二〇二〇六〇

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇二〇二八二二	愛さんさん訪問介護石巻 石巻市南中里三丁目十六番二十号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十九年三月三十一日
〇四七一五〇〇五三八	J A みどりのふれ愛福祉センター 大崎市鹿島台広長字内ノ浦八十一番地	みどりの農業協同組合	平成二十九年三月三十一日
〇四七二一三〇〇〇三七	ツクイ丸森大内 伊具郡丸森町大内字神明三十二	株式会社ツクイ	平成二十九年三月三十一日

二 訪問入浴介護

〇四七二二〇二〇三

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二二〇二〇三	社会福祉法人村田町社会福祉協議会 柴田郡村田町大字村田字大槻下五番地	社会福祉法人村田町社会福祉協議会	平成二十九年三月三十一日
〇四七二六〇〇〇八九	松島町社協指定訪問入浴介護事業所 宮城県松島町根廻字上山王六丁目二十七号	社会福祉法人松島町社会福祉協議会	平成二十九年三月三十一日
〇四七一〇〇一六四	有限会社ヘルシーメディア 岩沼市土ヶ崎二丁目四番十号	有限会社ヘルシーメディア	平成二十九年四月二十日

三 通所介護

〇四七〇三〇〇九二二

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇三〇〇九二二	通所介護事業所 リツワシ おがま 塩竈市清水沢四丁目三十九番五号	株式会社リツワ	平成二十九年三月三十日
〇四七三一一〇一〇七九	デイサービス幸せの輪 遠田郡浦谷町浦谷字洞ヶ崎五番地	株式会社ベイフォワード	平成二十九年四月三十日

四 短期入所生活介護

〇四七三一一〇一〇七九

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
-----------	-------------	--------	-------

○四八二六〇〇三八	特定非営利活動法人生活リ ハビリクラブきらら 宮城県利府町青山二丁目二 十三番二号	特定非営利活動法人生活 リハビリクラブきらら	平成二十九年 四月一日
-----------	--	---------------------------	----------------

○宮城県告示第五百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業
者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇八〇〇〇一一二	ツクイ角田北郷 角田市岡字内川二百三十二 番地	株式会社ツクイ	平成二十九年 三月三十一日
○四七一四〇〇三三五	鳴瀬居宅介護支援事業所 東松島市大塚字長浜二百六 十九番地の一	社会福祉法人やすらぎ会	平成二十九年 三月三十一日
○四七二六〇〇八五七	マミーホーム 居宅介護支 援事業所 宮城県松島町松島字東浜四 番地	有限会社マミーホーム	平成二十九年 三月三十一日
○四七三五〇〇一四八	居宅介護支援センターおな がわ 牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋 ノ口一 番地	社会福祉法人永楽会	平成二十九年 三月三十一日

○宮城県告示第五百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇二〇二〇六〇	ベガサス薬局介護センター 石巻市南中里三丁目十六番 二十七号	有限会社ベガサス薬局	平成二十九年 三月十四日

○四七〇二〇二八二二	愛さんさん訪問介護石巻 石巻市大街道南四丁目六番 二十号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十九年 三月三十一日
○四七一五〇〇五三八	J A みどりのふれ愛福祉セ ンター鹿島台 大崎市鹿島台広長字内ノ浦 八十一番地	みどりの農業協同組合	平成二十九年 三月三十一日
○四七二三〇〇〇三七	ツクイ丸森大内 伊具郡丸森町大内字神明三 十二	株式会社ツクイ	平成二十九年 三月三十一日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二二〇〇二〇三	社会福祉法人村田町社会福 祉協議会 柴田郡村田大字村田字大 槻下五番地	社会福祉法人村田町社会 福祉協議会	平成二十九年 三月三十一日
○四七二六〇〇〇八九	松島町社協指定訪問入浴介 護事業所 宮城県松島町根廻字上山王 六丁目二十七号	社会福祉法人松島町社会 福祉協議会	平成二十九年 三月三十一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇三〇〇九二二	通所介護事業所 リツワシ おがま 塩竈市清水沢四丁目三十九 番五号	株式会社リツワ	平成二十九年 三月三十日
○四七一三〇二二三四	社会福祉法人栗原市社会福 祉協議会若柳デイサービス 「ひだまりの家」 栗原市若柳川南南大通十番 地三	社会福祉法人栗原市社会 福祉協議会	平成二十九年 三月三十一日
○四七二一三〇一七四七	デイサービス八木 栗原市若柳川南八木百十三 番地	有限会社ケアハウス八木	平成二十九年 三月三十一日
○四七二六〇〇二六一	生活リハビリクラブきらら 宮城県利府町青山二丁目二 十三番二号	特定非営利活動法人生活 リハビリクラブきらら	平成二十九年 三月三十一日
○四七一四〇〇六五五	るきな会デイサービス 東松島市赤井字関の内四号 二百三十二番地	株式会社想いのお家ケア サービス	平成二十九年 四月三十日

○四七二五〇一八七四	デイサービス孫の手 大崎市田尻小松字土手下九 十三番地一	ディーブケア株式会社	平成二十九年 四月三十日
○四七三二〇〇九七二	デイサービスわが家 遠田郡浦谷町太田字新火打 二番地	株式会社WAGAYA	平成二十九年 四月三十日
○四七三二〇一〇七九	デイサービス幸せの輪 遠田郡浦谷町浦谷字洞ヶ崎 五番地	株式会社ベイフォワード	平成二十九年 四月三十日

○宮城県告示第五百六十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二二〇〇五二二	おもちゃ箱とめ 登米市迫町佐沼字八幡一丁目二一八	放課後等デイサービス	合同会社 i・n・g	平成二十九年 五月一日

○宮城県告示第五百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四七三二〇一〇六〇	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南 一丁目一番十七号	同行援護	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十六年 九月三十日
○四二二三〇〇〇一四	ツクイ丸森大内 伊具郡丸森町大内字 神明三十二	居宅介護・重度訪問介護	株式会社ツクイ	平成二十九年 三月三十一日

○宮城県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
白石市小原字熊鷹山二の一、二の一三、三の二、五の一
- 二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
一 道路の種類 県道 二 路線名 石巻鮎川線 三 道路の区域				

石巻市十八成浜白浜無番地先から 同市十八成浜太田山無番地先まで					
後		前		上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。	
D	C	B	A	B	A
二・四 二九・二	一四・八 八八・二	八・三 二五・八	六・八 一五・八	八・三 二五・八	六・八 一五・八
				四三・〇	二、一七二・〇

○宮城県告示第五百六十九号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
本吉郡南三陸町志津川字深田三三二番 一地从先から 同郡同町志津川字深田二二六番一地从 先まで				前 A	一九・三 二九・四	一一六・八	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
				後 A	一九・三 二九・四	一一六・八	
				B	六・〇	一〇五・〇	

○宮城県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙

沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	清水浜志津 川港線	本吉郡南三陸町志津川字深田二二四番二地先から 同郡同町志津川字深田二二八番二地先まで	平成二十九年 六月十四日

○宮城県告示第五百七十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年六月六日	今野 昭	二級建築士	第千五百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	山田 秀信	二級建築士	第千六百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	吉川 正次	二級建築士	第千六百二十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	今野 金助	二級建築士	第千七百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	工藤 幸谷	二級建築士	第千七百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	安藤 義夫	二級建築士	第千七百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	守 三夫	二級建築士	第千八百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	海老名 正之	二級建築士	第千八百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	板橋 功	二級建築士	第千八百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	大久保 恵	二級建築士	第千八百五十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	鎌田 忠吉	二級建築士	第千八百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年六月六日	高橋 照雄	二級建築士	第四千九百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	佐野 松壽	二級建築士	第四千九百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	奥々木 陸	二級建築士	第四千九百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	内海 明	二級建築士	第四千九百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	若生 保男	二級建築士	第四千八百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	藤代 健次	二級建築士	第四千八百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	小松 良一	二級建築士	第四千七百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	川畑 清二	二級建築士	第四千七百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	武田 與一	二級建築士	第四千七百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	尾形 知行	二級建築士	第四千七百二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	村上 忠之	二級建築士	第四千七百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	佐藤 兵次	二級建築士	第四千七百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	鈴木 太千男	二級建築士	第四千七百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	安住 栄寿	二級建築士	第四千六百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	則 佐々木 武	二級建築士	第四千五百九十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	遠藤 勝正	二級建築士	第四千五百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	木村 徹	二級建築士	第四千五百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月六日	阿久津 正三郎	二級建築士	第四千四百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 石巻・気仙沼合同庁舎総合情報ネットワーク設定設置業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年五月二十三日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社インテック仙台センター 仙台市泉区泉中央二丁目十一番地の十号

五 落札金額 三千八十万五百二十円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年四月七日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市田高字原五百七十四番一、五百七十五番、五百七十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号 大和リース株式会社

○東日本震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十一条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子一番一の一部、六番一の一部、七番、八番一の一部、九番の一部、十番の一部、十一番の一部、十三番の一部、十四番の一部、二十三番の一部、二十四番の一部、二十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

六番、二十七番、二十八番の一部、二十九番の一部、二十九番三の一部、三十番一の一部、四十八番一の一部、四十八番二の一部、二百五番の一部、二百七番の一部、二百十番の一部、十三番地先の道の一部、十四番地先の道の一部、十番地先の道の一部、九番地先の道の一部、十一番地先の道の一部、同字前綱十五番の一部、十六番一の一部、十六番二、十八番、十九番の一部、二十番一、二十番三の一部、二十一番一の一部、二十二番一の一部、三十二番の一部、三十三番

女川町

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十一条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年六月十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町塚浜字塚浜十五番一の一部、十五番二の一部、三十九番一の一部、三十九番二の一部、三十九番三の一部、三十九番四の一部、七十三番一の一部、七十二番一の一部、七十二番四の一部、七十二番一地先の道の一部(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

女川町